

本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和4年(ワ)第862号
期日	令和5年2月9日 午後2時00分
氏名	藤井敦子
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

以上

平成
令和

年(ワ)第

号

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しん じつ
良心に従って真実を述べ、

なに ごと かく
何事も隠さず、

いつわ の
偽りを述べないことを

ちか
誓います。

しめい ふじ い あつこ
氏名 藤井 敦子



原告ら代理人

この裁判に陳述書、甲40号証として提出しておりますね。

はい。

示すのはちょっと省略しますが、内容はこのとおりに間違いありません。

間違いありません。

では、以下内容についてお聞きします。今回、以前、将登さんを訴えた●●さん御家族、そして、診断書を書かれた作田先生を訴えております。まず、●●さんから訴えられたことについて、不当訴訟であったとして訴えておるわけですが、その理由を簡単に説明してください。

それは、●●さんが、長年にわたってたばこを吸っていたことを、私だけでなく近隣も知っていて、訴えられたときに、何で自分が何十年も吸ってる姿を人にさらしながらやっているんだということです。

他にありますか。

●●さんについてですか。

●●さんに対して訴えた理由。

●●さんについては、その提訴をするときに、私たち、私を含む近隣の住民は、●●さんがたばこを吸うことを知っていますが、訴状を見たときに、作田医師にも伝えてない、もっと言うと、裁判官に伝えてないわけですよ。それが、おかしいと思いました。

じゃあ、ちょっと詳しくお話をお聞きしますね。近隣のかたが、その●●さん、●●さんですね、たばこを吸っているということを知っていたということ、もう少し詳しく言っていただけますか。

提訴されたときに、すぐに、元1階に住んでいた、ちょうどこの提訴する直前に引っ越されたかたなんですけど、そのかたと隣の棟のかたが、すぐに、陳述書書いてやるよと、実名出していいよと。それで、1名のかたは、もう長年にわたって、何十か所でも見ているというこ

とで地図に起こして下さって、ウォーキングのときに吸っていたみたいなので。だから、それとあと、陳述書を出してない同じ階段の人が、提訴されたことを言ったときに、何だ、あいつ、2階の踊り場で吸ってるぞということで、非常に激怒されていました。それについては、まさか踊り場で吸っているというのは初めて聞きました。

前の裁判でのその●●●さんの証言を読むと、自分は、平成27年頃に禁煙したと、その前も、せいぜい1日に1本か2本ぐらい、それぐらいしか吸っていないという証言をしているんです。そのことについては、どう思われますか。

普通に考えて、あり得ないと思います。なぜならば、証言がすぐに数名取れたこと自体が、私自身も見ていること自体が、そんな少ない頻度だったとは考えにくいです。

1日一、二本みたいな頻度で吸うのであれば、とてもそんなたくさんの人が見かけるはずがないと、そういうことですか。

はい、そうです。

ところが、●●●さんは、別に喫煙者であることを隠して裁判したわけではないという御主張のようですね。どう思われますか。

それは、裁判所に言わなければ分からないことなので、意図的に嘘をついたか、無意識に都合よく言ったか、それは言い訳にならないと思います。

今回、日赤医療センターから、文書送付囑託をしたところ、●●●さんが日赤医療センターで書いた問診票が出てきましたね。これを見て、どう思われましたか。

明らかに、他の倉田内科とか、他の日本禁煙学会絡みのと比べると、日赤のは、明らかに過去の喫煙ということを重く捉えていて、別項目に2番目に出しているんですね。にもかかわらず、空白ということは

あり得ないと思います。

では、もう一つ理由についてお尋ねしますね。●さんがにおいがするとい
うけれども、将登さんのたばこが原因じゃないと、そういうふうにお考えな
わけですよ。

はい。

その理由を、もう少し詳しく言っていただけますか。

一番最初、●さんが、平成28年9月6日に来たときに、うちの旦那は、非常に事実を重視する人なので、おかしいとは思ったものの、自分が原因じゃいけないので禁煙をしたわけですね。それで、両家の会合を持ったときに、私は反対したんですよ。最初会ったときに、そういう事実はないということで、和解というのかな、納得して帰られたのに、また2週間後に話し合いをしたいと言うから、私は、それは嫌だと思ったんですが、でもうちの旦那は、その間、禁煙しているから確かめられるからと言って会合を持ったら、もう開口一番、この2週間におっていたんだと。その段階で、うちの夫は、自分が原因ではないことを確かめて、以降はもう自分ではないというスタンスです。

しかし、結局、裁判を起こされちゃったわけですよ。

はい。

この裁判の中で、前の裁判ですね、前の裁判の中で、藤井さんの家のところから、そのたばこの煙が●さんのお宅に流れたんだと、それを示すような客観的な資料というのは、何か提出されましたか。

何一つ、提出されてません。何もありません。それで、例えば控訴審なんかでも、30日間、うちの網戸が開いているとか、スリッパが置いてあるからベランダで吸ってるとか、何一つ、夫が吸っているという証拠を出せていません。

さて、それで、●さんから、まず、弁護士を通じて、最初にコンタクト、

内容証明という形で文書をもらったのが、2017年4月19日で、これは、資料を見ると、●さんが作田先生から診断書をもらった日にちと同じですね。

はい。

●さんは、その前から、弁護士さんに相談されていたんでしょうか。

同じ年の2月14日に、日本禁煙学会の受動喫煙担当の岡本光樹氏が●家を訪れています。弁護士です。

それは、前の裁判で提出された資料の中で分かったわけですね。

はい。

甲第36号証（日記帳）を示す

2月14日の項目、ちょっと示します。これが、●さんの日記、この平成29年と書いてある真ん中くらいに書いてあって、岡本弁護士をあざみ野へ13時、家族とお迎えに行くうんぬんと、このことですね。

はい。

その岡本先生というのは、岡本光樹先生ですか。

岡本光樹弁護士で、日本禁煙学会の受動喫煙担当と、あとは、当時、都民ファーストの都議をやっておられました、1期務められたと思います。

甲第1号証（一般社団法人日本禁煙学会HP抜粋（役員一覧））1枚目を示す

ここ、日本禁煙学会の役員の名簿ですけども、理事とあるところの一番上、岡本光樹さんですね。

はい。

●さんは、その岡本光樹さんに家まで来てもらって相談されたようですが、結局、つかれた弁護士は岡本弁護士ではなかったんですね。

はい。そのことについては、「ニコチンなくそう！日本」の副代表の西條瑞希さんから後日連絡がありまして、その「ニコチンなくそう！

日本」というのは、たった3名の反喫煙撲滅団体なのですが、その副代表のかたです。そのかたは、岡本光樹氏が都議をやっていたときの私設秘書でもあって、そのかたが、私に、平成29年2月14日に、●●●家を訪れたときに、現場に煙もないし、これは、手伝えないなどというような判断があったというふうに伺っています。

直接、その岡本弁護士の秘書さんから聞いたということですよ。

はい。

前の裁判では、その岡本光樹弁護士名の文書も出されていて、あえて示しません。本件で提出した証拠番号で言うと甲41の19で、この岡本弁護士名の文書が裁判に使われた経緯について、何か御存じのことはありますか。

昨年12月17日に、偶然に岡本光樹氏に出会いまして、あなた、甲31号証を出してるじゃないというふうに詰め寄りまして、あれは勝手に出されたもので僕は知らないと言っていました。

一般的に、岡本弁護士が書いた文書であって、特に裁判のために書いたものではなかったということですね。

はい。

ちょっとまた話を戻しまして、●●●さんから訴えられていたことについて不当だという、思う根拠、その他、何かございますか。

●●●さんの問診票が、化学物質過敏症の権威である宮田幹夫医師から提出されているのですが、その中で、●●●氏がいったい何の化学物質に反応するのかという図のようなものがありまして、●●●さんは、たばこ以外に漂白剤、消臭剤などにたばこ同等、若しくはそれ以上、それらによって気分が悪くなる、反応があると答えています。それで、化学物質過敏症の一般的な考えでは、複合汚染というのが一般論です。私たちの住む世界は毒害のものに囲まれているという発想で1点に絞れないというのが化学物質過敏症の中でもある程度定

説なのですが、どうしてこのたばこ1点に絞ったのかということに、大変怒りを感じています。

丙第7号証（外来診療録問診質問票検査データ）を示す

そよ風クリニックのカルテ、 さんのカルテですね。

はい。

今おっしゃったのは、このことですね。

はい、このことです。

そして、この5枚目を示します。ここに、化学物質曝露による反応として、①から⑩までいろんな項目があって、反応が大きいものは数字が大きいということになっていますが、今おっしゃったのは、例えば、たばこの煙は②で9番、しかし、さらに大きい項目で、例えば6番、消臭剤、漂白剤、洗剤、床ワックスなどの項目は10番の数字に丸が付いていると。あとは、その他のところ、下ですね、ポリエステル等の化学繊維で、これも10番というふうに さん御本人が書いていると、そういうことをおっしゃっているわけですか。

はい、そのとおりです。

それで、さらに、この同じ丙7号証11枚目をちょっと見てもらいます。11枚目、9番の項目ですね。ちょっと読ませていただきます。悪質な隣人による外国産たばこの受動喫煙症とあって、その下、二重丸がしてあって、「多分、たばこのにおい消しに強力消臭剤を換気扇から流しているため」というふうな記載がありますね。それで、お尋ねしますが、こういうふうに、強力消臭剤を換気扇から流すと、そういう行為はしたことはありますか。

したことはない上に、たばこを吸っていることを隠すことはないわけですから、そのような作為的なことをする発想すらないです。それを読んで非常に驚きました。被害妄想も極まりないと思います。

では、前の裁判のときに、こういうふうな主張、要するに、藤井さんのお宅

から消臭剤を換気扇から流していると、それが上に来ていると、そういう主張を●●さんたちはしておられましたでしょうか。

全くしていません。

さて、それで、1審判決が2019年11月に出ましたね。

はい。

無事に勝訴されたわけですが、1審判決が出されたその言渡し期日で、何か気づいたことはありましたか。

作田医師が1人で来ました。山田弁護士親子も、●●親子も誰も来ていないにもかかわらず、作田医師がお付きの人を連れてこられたので、よほど気になってしょうがないんだと、それは、一生懸命手伝った熱意の表れだなというふうに感じました。

さて、1審判決が出た後で、●●さんの方からは控訴が出ました。これは、どう思われましたか。

全くショックでした。というのも、1審の勝訴というのは、一点の曇りもない100パーセントどころか、1000パーセント我が家の勝ちということで、私も初めての裁判でしたので、これで終わったというふうに変に大変喜んでいたところの控訴だったので、一生の中で最もつらい日でした。

それで、控訴審の判決が2019年11月に出て、それで、控訴審第1回が次の年、2020年8月20日でしたね。

はい。

これは、あれですかね、当時、コロナもあって、期日が延期になって、この日に指定されたということですか。

はい、そうです。

この控訴審の第1回期日の様子を、少し教えていただけますか。

控訴審のときには、山田弁護士が●●家にある空気清浄機のたまった

水の成分、たばこのニコチンの成分がないかを調べるであるとか、科学者に話を聞くとか、そのようなことをおっしゃって、裁判官から、それらのことは1審でやるべきことじゃないのかとけんもほろろに扱われて、即日結審しました。また、控訴審のときは、2回書面が●●●●家から出ていますが、1回目のときに、PM2.5を測ったら機械が壊れた、私たちは、そのことを必ず測定して提出すると公言されていたにもかかわらず、何も出てきませんでした。大変無責任だと思いました。

さて、それで、今回の裁判では、●●●●さん御家族以外に、作田先生、診断書を書かれたと。作田先生も被告にしておりますが、その理由は何でしょうか。作田医師の診断書がなければ、提訴は無理だと思うからです。というのも、作田医師の診断書が出る前の管理組合、●●●●理事長からは、去年、管理組合で正式な会合が持たれて、●●●●理事長が出てきました。それで、●●●●さんから出されたものの中に、受動喫煙症、日本禁煙学会等の言葉は全くなかった、つまり診断書は出てなかったわけです。それで、彼は、●●●●さんが、我が家を犯人にした膨大な文書を破棄してくれました。そんなものは引継ぎに入れられないと思ったからです。ところが、その翌年4月、平成29年です。作田医師が、診断書を書きました。その年度の管理組合は、こともあろうに掲示板に受動喫煙症レベル3、レベル4と明らかに作田医師の診断書を確認したものでしか書けない内容を、300世帯住む、30の階段下、33の階段下に全て張り出されました。これがどれだけ屈辱なことか、私たちは1階に住んでます。玄関を開ければ、自分のところを指さした掲示物が貼られているわけです。

少し切ってお話を伺いましょうか。さて、少し話を戻しますが、作田先生が診断書を書かれたのが、2017年4月だったわけですね。

はい。

それで、その以前から、2016年9月頃から、藤井さんと●●さん御家族での話合い、そこにマンションのかたが立会いで入っていただいたりとか、そういうことがあったわけですね。

はい、ありました。

そうすると、今のお話からすると、その2017年4月、作田先生の診断書の出る前と後とでは、その周りの対応というのは変わったんですか。

作田氏の診断書が出るまでは、●●氏が近隣の住民に、藤井敦子のたばこで、娘が歩けなくなったということを吹聴されて回りましたので、私、多くの友人がいます、地域活動をたくさんやっていますから、多くの方が心配をしました。しかしながら、作田医師の診断書が出てからは、公的に管理組合の掲示板に貼られたので、みんな、去って行きました。

ですから、その作田先生の診断書が書かれる前は、そういううわさの吹聴はあったけれども、周りの人たちは信じてくれたと。それで、逆に、その作田先生の診断書が出た後は、むしろ●●さんの側を信じてしまうようになったと、そういうことでしょうか。

私のことを知っている人は、大変なことに藤井さんが巻き込まれた、それで、地元では、うちが煙もくもくなんていううわさはありませんから、クレームも●●さんが入れる以前には一切ありませんから、私の知人はえらいものに巻き込まれたなという意味で遠のいたと思います。ただし、私のことを知らない人もいます。その人は、そのまま、藤井敦子の、将登じゃないです、藤井敦子の喫煙により娘が歩けなくなったといううわさを今でも信じている人がいます。それは、作田氏が、日赤という肩書を持って、日本禁煙学会のトップという重要なポジションを持った人間が書いた診断書だからです。それを疑う

人は誰もいません。

さて、ちょっと藤井敦子さんの喫煙の話が出たので、ついでにお聞きしますが、敦子さんは、たばこはお吸いにならないと。

吸わないです。

また、話を戻しますけれども、藤井さんの御家庭に、警察署の警察官が訪ねてきたということがありましたね。

はい。

これは、診断書が出た2017年4月の後ですか。

後です。

警察署から警察官が来て、どんな様子であったか簡単に述べていただけますか。

4人の刑事が、扉を開けたら立っていました。それで、後日ですが、当時、青葉署の望月刑事と私は話をしました。それで、●●さんの日記からも、警察がけんもほろろに扱っていたことは分かっています、作田氏の診断書が出るまではです。それで、望月刑事も、当時は、当然、このような話はまともに扱う気はないんだけど、当時、神奈川県警本部長の斎藤実氏から指示が直接青葉署に降りてきたため、我が家に来られました。そして、現場に煙がないことを確かめて、二度と来ないと言って帰られました。しかし、山田氏が、もう一度陳情しました。それで、2回目に来たときには、本当に犯人にする気だと思いましたが、青葉署は、非常によく検討してくれ、うちを白だ、黒ではないというふうに上層部に対して答えてくれました。私は、作田氏の診断書がないにもかかわらず、青葉署のトップ及び神奈川県警本部長が、●●さんの言い分だけで動くとは考えません。

作田先生の診断書のうち、●●●●さんの診断書の件に関して、虚偽診断書行使罪ということで、青葉署に告発されましたね。

はい。

これは、行使罪として診断書作成罪としなかった理由を教えてください。

それは、私たちが、みんな本人訴訟でアマチュアなので、時効が切れているということに気がつかなかったのと、本人訴訟でアドバイスもあったんですが、そのような余裕がなかったんです。それで、控訴をされている間に全て時効が切れてしまいました。それで、前訴46号証の6、 さんの2枚目の診断書だけは、まだ行使罪だけは時効があったので、それについて告発することにしました。

甲第10号証（診断書（ ））を示す

46号証の6と今おっしゃったのは、この訴訟の番号で言うと甲10号証です。ちょっとお見せしましょうか。甲10号証、化学物質過敏症レベル4という。

はい。

これは、検察庁が、1回不起訴にして、それで、検察審査会に申立てをしたところ、不起訴不当という議決がされましたね。それで、再捜査の結果、また不起訴になったようですが、その理由について、お聞きのことはいですか。

本当のところは、時効切れということと、検察庁にやる気がなかったということだと思います。実際は、令和4年4月16日に時効が切れるんですが、4月14日、その2日前に検察審査会が、作田氏の不起訴は不当であるという判断をしてくれました。それで、残り2日で捜査は無理だろうということで検察に連絡をしましたが、作田氏が海外に10日間行っていたということで、実際は4月25日が時効切れだったというんですが、どのみち、10日そこらで捜査ができることもありませんし、最初の不起訴のときにも検察に電話をしていますが、作田医師はお医者さんなので、私たちには分からないから厚労省に質

問しましたというような他人任せな返事が返ってきました。
今回、作田先生が出された陳述書をお読みになったと思いますが、その中で、虎ノ門神経センターに藤井さんは行ったみたいな話が出ていますが、これは事実ですか。

事実ではありません。私たちは、虎ノ門神経センターについては、何も行動をいたしておりません。私たちは日赤本間院長に対して、医師法20条違反の1審判決が下りたときに、日赤は、絶対そのことを知らされていないと確信していましたので、本間院長に伝えたら、すぐに返事があって、調査の上、検討しますということで、その3か月、4か月後に、作田氏が退職なさってます。それで、すぐに日赤に電話をしました。すると、危機管理の田川氏から、「藤井さんからの手紙によって、作田氏を適切に処分いたしました」という回答を得ました。もう一つだけお聞きします。●●●さんのことについてですけれども、今日は、体調が悪くて裁判所には来られないという書面が弁護士さんから出ていて、来ておられないわけですが、●●●さんの御体調について、何か御存じのことはありますか。

近隣の人にそれを話したら、何言ってんだ、夫婦でぴんぴんと車に乗って買物行ってるよ、しょっちゅう見るよと聞いています。

被告作田代理人

今、お話しいただいたところなんだけれども、本件、この訴訟の目的というか、形というかは、別訴、1つ前の●●●さんたちから藤井さんたちが訴えられた訴訟を提起したり、それを追行したり、あるいは、その控訴を提起したり、それを追行したということに対して、あなたたち夫妻が対応しなきゃいけなかった、これについて、被った精神的損害について慰謝料請求をしているんだと、こういう認識でいいですよ。

対応しなければならなかったというひと言では、ちょっと違うのかな

と思います。

じゃあ、被告作田に対する不法行為について、ちょっと整理したいんですけども、被告作田に対する不法行為を、原告ら準備書面（3）で、不法行為が①から⑥に分けて整理していただけてますけど、それはあなたも御存じですかね。

原告ら準備書面（3）を示す

これ、1ページ目から2ページ目にかけて、被告と書いてあるところ、被告作田の不法行為なんですけど、不法行為①、これは2つに分けているけども、から②、③、④、⑤、⑥という形で整理していただけていますけれども、それは、あなたの認識と同じと聞いていいですか。

一致していると思います。

②から⑥については。

中身を言ってもらわないと分かりません。私は法律の専門家ではありませんし。

分かりました。じゃあ、あなたたちが整理していただいた不法行為の①から⑥に分けているんだけど、その中で、●●●さんたちの起こした訴訟について、その訴訟提起だとか、その追行だとか、あるいは控訴の提起だとか、控訴の追行だとか、そういったものとは別の損害をじゃっ起した内容として挙げられてるの、●●●さんたちが管理組合だとか、警察に被害を申し立てること、これを作田が作成し交付した診断書があったために容易にさせたんだ、こういうふうにおっしゃっているというふうに聞いていいですか。

そう思ってます。

その中身なんですけど、例えば、管理組合について、●●●さんたちが、管理組合に被害申立てをしたこと自体を問題にしているのか、それともそれを受けて、管理組合があなたたちに話合いに応じるように要請したことを問題にしているのか。

話し合いを応じられたことは一度もないです。管理組合は、私たちにアプローチを一切していません。

そうすると、あなたが、被告作田がこの最初の4月19日に作成した診断書を作成交付したことによって、●●●さんたちが訴訟を起こしたこと以外で損害を被ったと言っている内容というのは、具体的には何を指しているんですか。

管理組合については、作田さんが診断書を書いたのが4月で、8月に外に出たらいきなり掲示板に受動喫煙症レベル3、レベル4と書いて、我が家を指す内容が貼ってあったからです。大変驚がくしました。これは、診断書、そのときには、私も日本禁煙学会について余り細かく知らないですが、でも、これは診断書。

甲第41号証の21（広報）を示す

今、あなたがおっしゃっていた掲示された書類というのはこれのことですか。

それです。死ぬとも書いてます。

これを、管理組合が団地の中で掲示したということで、あなたたちは、精神的損害を被ったんだと、こういうことですかね。

そうです。そして、正式な会合を、昨年度、管理組合で招集をかけて、当時の年度の理事長さんたちが出てきて話し合いをしたときに、この診断書が出る前の人は、全く取り扱う気はなかった、こんな話はないと思ったんですが、この文書を出した人は出てこなかったです。

あなたは、先ほど、その話の中で、この掲示文書を読んだ方々が、将登さんではなくて敦子さん、あなたの喫煙によって●●●氏たちが受動喫煙症の症状を生じているんだというふうに周囲の人が思ったようなことをおっしゃっていましたか。

それは、私の方が顔が広いので、千葉氏は両方と思っていたと思いますが、奥様については、結構、私だということであわさを流布し

ていたので、読んでいる住民は分からないですよ、それをどちらを指すか、でもそれが藤井家を指すことは間違いないということは、私たち夫婦には分かるわけです。

甲第41号証の21を示す

この中で、あなたたちが発生させるたばこの煙が原因であるという記載は、どこに書いてありますか。

なくても、それまでうちに事実がないのに、執ように●●●さんから呼び出されて、話合いに無理やりやられていれば、そう思うのは当然なんです。

ないですよ。

なくないです。それは、その文章を、あなたがそう読みただけです。そこに、管理組合もばかじゃないから、藤井とは書きません。

書いてないでよね。

これが、藤井家を指していることは、当時の人たちも認めているんですよ。当時の人間が、それが●●●さんの申出により、藤井家を確認せずに、それを藤井家を指しているものとして提出しているというのは、管理組合の議事録、若しくは当時の人間の話から明らかになっています。

被告作田代理人

甲第14号証の20（平成29年度定例理事会議事録）を示す

平成29年8月6日の定例理事会の議事録です。恐らく、この2枚目、6項のところに、受動喫煙についてという項目があるんだけど、この中に、あなたたちが原因で●●●さんたちの受動喫煙症の症状が生じているんだという記載はありますか。

記載はありませんが、当時の役員数名で、私たちが犯人だということで話合いがなされています。当時の副理事長から、話を既に聞いてい

ます。

直接聞いたんですか。

直接聞いています。

そのかたは、お名前は何かたですか。

●●さんです。

●●さんにお話を聞いたのはいつですか。

去年の12月だったと思います。

そのときに、●●さんからのお話で結構だけでも、29年8月の理事会において、作田医師の作成した診断書が提出されたと聞いていますか。

それは聞いてないけど、レベル3、レベル4と書くということは、●●

●●さんの、別に私は、陳述書の中でも診断書を見せたとはひと言も書

いていません。診断内容を告げたと書いてます。だから、レベル3、

じゃあ、レベル1から5があるって、一般論を書けばいいじゃないで

すか。それで、彼らの話合いでは、いずれにせよ、藤井家ということ

になっているんです。だって、●●さんが藤井家と言っているから。

ただ、掲示板に文書を掲示するという判断をしたのは、管理組合ですよ。

●●さんが要請しなかったら、そうはなってないですよ。管理組合

は、このことで、私に激しい糾弾を受けて、去年の6月に謝罪を出し

てます。

次に、警察のことも出ていたと思うんだけど、警察官が、あなたがたの家を訪問したことで、あなたたちは精神的損害を被った、こうおっしゃっているのでしょうか。

もちろんです。

警察官が、どうしてあなたたちの家を訪問したというふうに説明してしましたか。

当時ですか。

いや、当時じゃなくてもいいですよ。

本当のところは、裁判が始まってから、山田弁護士が提出した当時の甲16号証と17号証に書いてある当時の神奈川県警本部長斎藤実への陳情、2回の奥様と、2回目は山田氏からの陳情によるもので刑事が訪れた、それは、刑事からも、後日、そうだったと聞いてますが、最初来たときは、そんなことは分らないです。それで、当時の望月刑事は。

いいです。

いやいや、聞かれたから答えさせてください。

いつでもいいんだけど。

望月刑事は、●さんが、何度も何度も警察に訪れると。なのに、あなたがたは1回も来ないので来たと言うから、私たちから行く必要は何もないでしょうと答えました。

望月さんというのは、青葉警察署の望月刑事ですね。

当時の責任者です。

望月刑事とあなたとの電話の会話を録音したものを、あなたはYouTubeでアップされてますかね。

アップしてます。

そこでは、どんな説明がされてましたか。

上からの指示だったら仕方がないと言っていました。

あなたの方から、かなり何度も、告訴状だとか、被害届が出てるんですか、受理しているんですか、受理してなくても提出はされたんですかというようなやり取りをしてみましたかね、覚えてますか。

そうです。警察が動くからには、被害届が受理していなければいけないのに、受理しないで警察が動くということは不当であると感じたので、そこを確かめました。

望月刑事は、何と答えていましたか。

上からの指示だったから、仕方がなかったと言いました。

被害届も、告訴状も受理もしてないし、提出もされてないと答えてませんでしたか。

●さんのことは、基本的にはけんもほろろに扱っていたけども、斎藤実、結局、上からの指示ということですよ。その陳情ですね、山田さんが行った。

その望月刑事でも、別にどなたでもいいんだけども、作田医師の作成交付した診断書があったので、実際に警察が動いて、あなたの家を訪問に来たんだというようなお話を、どなたかから聞いたことはありますか。

いてないけども、●さんがお話しただけで、それだけの組織は動かせないですよ。

とあなたは思っているということですよ。

一般的に、そうだと思います。

一般的に思うかどうか。

そのようなことを、ばかじゃないので文言に書くわけではないのです。とあなたは考えているということですよ。

そうです。

あなたのそう考える根拠の1つとしては、先ほど、私が正確じゃないかもしれないけども、平成29年4月より前は、●さんたちが警察に行ったり、管理組合に相談に行ったりしても、余り動きがよくなかったのに、29年4月以降は、急に、急にという言葉を使っていいか分からないけど、前とは異なって、管理組合がその訴えを取り上げてあげたり、警察が動いたりということが起こったことが1つの根拠になっていると聞いていいですか。

あともう一点、青葉署の伊藤刑事によりますと、当時、私の家に来た太田さんという女性の生活安全課のかたがいらして、そのかただけが

今も残っていらしたんですけど、そのかたが、会議室とかで長い間泣き叫ばれて帰ってもらえなくて音を上げたということで対応せざるを得なかったというような話も聞いています。

それは、泣き叫んだというのは、いつ頃の話なんですか。

私には分かりません。伊藤刑事に聞いてください。

そういうことがあったから、警察は訪問しに来たんだよという趣旨で言われているんですか。

伊藤刑事も当時いませんでしたから、望月さんに確認して、事実を確認した後、太田さんだけが残っていたから、当時の事情を聞いたというふうに聞いています。

そういう事情があったので、あなたがたの家を訪問に来たんですという趣旨で聞いたんですか。

いや、非常に泣き叫ばれて困ったということで聞いてます。それ以上のことは、私は判断までは言えません。ただし、●●さんの奥様が非常に執ようなかただというのは、私だけではなくて、近隣でもある程度あることなので。

それは、質問してないし、時間もあるのでいいですか。

はい。

平成29年4月以降というのが、あなたの中で1つの基準になっているようなんだけど、平成29年4月以降というのは、山田弁護士が●●さんたちの代理人になって交渉が開始された時期とも合致しませんか。

いや、交渉を開始した時期がいつだかは、私はだって知らないじゃないですか。

分かりました。端的に。

「ニコチンなくそう！日本」の西條さんの話だと、もう少し前から山田氏は関わっているようだと聞いています。

少なくともでいいですけど、平成29年4月19日付けの内容証明が届きましたよね。

はい。

それは、どなた名義で届きましたか。

作成者は、山田さんですよ。

その頃から、正式に山田弁護士がお入りになりましたよね。その前に、山田弁護士名で何か文書が届いたことはありますか。

ないです。

あと、黒薮哲哉さんは御存じですか。

知っています。

あなたを支援する会のメンバーでらっしゃるんですかね。

はい、そうです。

禁煙ファシズムという本を書いてらっしゃいますよね。

はい、書いています。

それが、別訴と今呼んでいる、●●さんたちがあなたたちを訴えた裁判を題材にした本ですよ。その中でですけど、別訴が、途中で弁護士を外して本人訴訟になるときの記載というか、部分の記載で、本人訴訟になれば事件を拡大できる、裁判をジャーナリズムの土俵に乗せて世論に訴えることができる、裁判の進行に合わせて、裁判所名をインターネットで公開することで、裁判の舞台を全国に広げることができる、こう考えたというふうに記載があるんですけども、あなたも同様の考え方でしたか。

私は、もともと英語で海外のジャーナリズムを読んでいますので、告発、権力の腐敗を暴くのは告発であるということはよく分かっていたので、質の良いジャーナリストに告発をすること、それで、私の家ではたばこがないのに、斎藤実氏と作田氏に取り囲まれていたので、うちに煙がないということを世に示す必要があると考えていました。それで、

私の判断によって、質の高いと思っているジャーナリストに、ジャーナリズムに告発、マイニュースジャパンというところに告発をいたしました。その担当で来たのが黒薮さんです。

黒薮さんは、メディア黒書という御自身もホームページもお持ちで、そこで別訴の進捗だとかも、本件訴訟もそうだし、作田医師に対する告発についても取り上げて、逐一記事にしてらっしゃいますよね。

もちろん。

あなたなのか、あなたがたが作ってらっしゃるホームページもありますよね。

私を作ってるホームページですか。

はい。横浜副流煙裁判（えん罪）事件、日本禁煙学会の責任を問う、禁煙ファシズム、訴権の乱用にNOと題するホームページもお持ちですよ。

はい、持っています。

それで、お互いにリンクを貼り合っているような感じになっていますよね。

お互いに記事を引用し合っていると。

もちろん、共闘していますので。

本件の訴訟も、そういったジャーナリズムに記事を配信していこうという目的も含まれていますか。

それは、非常に浅はかな考えだと思います。

含まれているか、含まれてないか。

作田氏は大きな権力を持っている人です。日本最大の反喫煙団体のトップです。厚労省にも入っているような人間です。私は、一介のすすき野の町に住む人間です。そのような人間が不当であることを世の中に分かってもらうためには、情報配信が全てなんです。判断は皆さんがすればいい、私は自分の事実を、情報を発信して、それで、そのことによって、それがジャーナリズムの意義というものです。

情報発信するためには、訴訟が終わっては困るんじゃないですか。そんなこ

とはないですか。

私は、不当だからこの裁判を起こしているわけですよ。自分の身に不幸がたくさん起こることを望む人間はいません。受動喫煙症のように、レベル3より5がいいという人間は、一般的にはいないんです。

あと、Webサイトを開設することで、弁護士費用を集めることにしたという記載も黒薺さんの本にあるけども、それは事実ですね。

事実です。

あなたのWebサイトにも、黒薺さんのWebサイトにも、カンパとか寄附のページが作られていますね。それで、別の口座が作られていますね。黒薺さん名義の口座と。

黒薺さん名義の方は、私は存じ上げません。

あと、映画「窓」は御存じですよ。

はい。

あなたのお子さんが監督された映画ですね。

そうです。

この別訴を含む、あなたたちは横浜副流煙裁判と呼んでいるみたいけども、それを題材にした映画ですよ。

そうと言えると思います。

映画の宣伝文句にそう書いてあるんだけども、それはよろしいですかね。

いいと思います。

昨年12月に公開されてますかね。

はい。

公開のための資金集めは、クラウドファンディングを使用して集めていましたよね。

はい。

この本訴、本件裁判を提起したり、あるいはそれを維持したりというのは、

この映画の宣伝広告のためには有用ではありませんでしたか。

どっちが今先だと言っていますか。今、ちょっと話が見えなくなりました。

映画の公開資金を集めたり、宣伝広告をするに当たって、●●●さんたちとの裁判がまだ続いているんですよと、作田医師も被告にして訴えているんですよということが、宣伝広告に資したということはありませんか。

クラウドファンディングでは、基本的には、飽くまでも前訴のことをやるということで、私と息子はお金のことは全く関係がありませんので、あれも750万を集めようとして570万で終わっています。私は、お金のことには一切関係していないのと、息子たちの場合は、CM業界でかなり名を挙げて活躍をしている面々ですので、ある程度お金が集まっていますが、私がまずは、前訴については、私は単なるすすき野に住む無名の人間で、判決が出ないかぎり、我が家が他者から見たときに、合っているかどうかは分からないので、その段階では、お金を集めることはできないので、自腹を切っていました。しかし、勝訴したことによって、うちが悪くないということが、これだけ不当だということがあるのでお金を集めました。100万集まりましたが70万、いずれにせよ、100万は全て知人からしか集まっていません。

質問に教えてください。

私の友達がみんな気の毒だと思って集めただけです。

一般的に、不当訴訟についての損害賠償請求をする際なんだけでも、もちろん、その訴訟を起こした、不当訴訟のときの原告、本件で言うと●●●さんたちを被告にするのは多いことですよ。そのときに、別訴、不当訴訟のときの訴訟代理人弁護士を、やはり被告にすることも多いんですけども。

それは、知らないです。

今回はそれをせずに、作田医師を被告にしたのはなぜですか。

弁護士を、まず訴訟の相手にできるというのは、今、この場で初めて知りました。それから、作田医師の診断書がなければ、●●さんがあんな無根拠なことを言って、こんな提訴が成り立つわけないと思っ
ますから。作田医師の診断書が出てやったんでしょう。

まず1つ目の確認をさせてもらいますが、あなたの訴訟代理人の弁護士の古川先生からは、前訴の別訴、山田弁護士を被告にすることはできる、できないというお話はありましたか。

でも、そこは、あんまり、私、分かってないです。飽くまでも、最初から作田医師と思っ
てますよ。

作田医師を被告にしたのは、先ほどおっしゃったけど、作田医師が全国的に知られたかたということ
でいいですか。

そんなの関係ないですよ。うちにこんな不幸をもたらせた人間だからですよ。うぬぼれるのもいい加減にしてください。彼の知名など、私
らには何も関係ないことですよ。

何か厚労省に入ってみたいな話も、さっき出ていたと思うけども。

もちろん、彼がいろんなどころにいるから、日赤にも行って。

そうですね。作田医師だからじゃないんですか。

作田医師が唯一、私は宮田医師もみんな恨んでますよ、倉田も。作田医師だけが診断書に我が家を犯人とする、患者が言っていると書けばよかつたのに、1階のミュージシャンと診断書に書いたのは作田だけだからじゃないですか。

分かりました。たばこ産業から、「窓」のクラウドファンディングだとか、あなたたちのカンパだとか、あるいは黒薺さんの著書を購入するような形で、資金が入っているということはありませんか。

それは、あなたたち反喫煙撲滅団体が、いつも大好きなうわさです。

あるか、ないか。

私たちは、みんな自腹でやっています。

あるか、ないかで言うとうどうですか。

冒とくになります。失礼な発言はやめてください。

裁判官

あるか、ないかお答えください。

ありません。

被告作田代理人

原告関係者に対する反撃を開始したという記載が、黒薮さんの著書には出てくるんだけど、あなたとしても、そういうお気持ちはありましたか。

もちろん、最初からその考えです。最初から●●さんだけなんて思っ
てません。権力を持った医師がそういうことをするから、こういうこ
とになっているんですよ。●●さんだけだったら、何もできてません。

また、質問をちょっと変えますけど、あなたの御主人が御主張になっている
音楽室というのかな、防音室と言ってますかね、名前は分からないけども、
防音処置が施されている部屋がありますよね。

はい。

そちらで喫煙をしているから、窓にシーリングなどがされているので、その
部屋から外に煙が漏れるということはあるんじゃないかと、こういうのがあな
たの御主張でしょうか。

はい。

前提として確認しているんですけど、そうすると、その音楽室、防音室の空
調というのはどうなっているんでしょうか。

空調あります。

ありますよね。空気の出入り自体はありますよね。

引っ越したときに、部屋の中に部屋を1個作って、二重窓にして、

シーリングをしてあって、扉は重い扉が付いています。

ただ、空気の出入り自体は、なくはないですよ。

そんな家、世の中にありますか。

結局なんですけど、あなたのその警察とのやり取りの中で、その防音室と言うのかな、音楽室のにおいだとかをセンサーで測らせてほしいというようなやり取りはありましたか。

いいえ。

ないですか。

誰からですか。

ないならいいです。あなたたちの部屋に対して、何か客観的に、センサーだとか、あるいはPM2.5だとかの計測をしたことはありますか。

2回目に浅川刑事がきたときに、入ってきて、おかしいな、やっぱりにおわないな、でも、●さんがまだやってきているので、PM2.5、PM2.5って言わなかったです。何らかの香りだか粒子だか、PM2.5って言ってないです。厚労省が貸しているもので、それを警察として借りることにして、そうすれば、あなたたちが無罪ということが分かるので、そのために機械で計測をさせてくれないかというふうに、浅川刑事に当時言われました。それで、最後、浅川刑事は、そこまでする必要はない、警察は、白のものを決して黒にしないから、藤井さん、安心してくださいと言われました。

測ってないですよ。

測っていません。

あなたは、喫煙者じゃないということなんだけども、あなたがたばこを吸われたのを見てますよという文書が家に投かんされたことはありますか。

私がたばこを吸っているのを見たことがあるという文書はないです。

何か、そういう怪文書とあなたたちが呼んでいるのは。

怪文書は来てますけど、私がたばこを吸っているのを見たということは書いてないです。

あなたがたばこを吸われるのを見てますよという怪文書はなかったですか。

何かぷーんとおうあのおいみみたいなことだったと思います。でも、それ以外にも、●●●さんは言っていると思いますよ。

黒薮さんの本には出てくるんだけど、あなたは記憶にないということでもいいですか。

その怪文書にですか。

はい。

それが、あったとしたら、失念してます。印象にないです。

喫煙をしてないということなんだけど、COメーターという機械があって、それで喫煙の有無が分かるんだけど、そういうものに応じるつもりはありますか。

今ですか。

いやいや、今度でもいいですけど、例えば、今日は作田医師が持ってきているみたいだけど、そういうものに、今後、応じるつもりはありますか。

いいですよ、今だっていいですよ。

分かりました。

「ニコチンなくそう！日本」の人も、うちに来てますよ。黒薮さんたちも、まずうちに来て、におわないことを確かめてから取材なさってますよ。うちがにおったら取材できないじゃないですか。

診断書のことを問題にしてらっしゃるので確認するんだけど、診断書というのは、どういうものとあなたは考えているんですか。

診断書は、私がこう思うという主観的なことをべらべらと述べるものじゃないと思います。

黒薮さんの著書でまた失礼するんだけど、診断書は、客観的な病状を記録

するもので、犯人を特定するものではない。それは、刑事や記者の役割だという旨の記載があるんだけど、あなたもそういうふうに考えてますか。

そうですね、作田さん、何でうちに来ないの1階のミュージシャンと言うんですか。テレパシーでもあるんでしょうか。

あなたたちが問題にしている作田医師が作成した診断書には、「1階のミュージシャンが家にいて、デンマーク産のコルトとインドネシア産のガラムなど、甘く強い香りのたばこを四六時中吸うようになり、徐々にたばこの煙に過敏になっていった。」というふうに記載されていて、それをもって将登さんが犯人だと断定しているんだと、あなたたちは考えているわけですかね。

はい。

作田医師の診断書のその今述べた部分なんだけども、本人がそう言っている、いわゆる愁訴ですね、そのまま記載したようにも読めますけども、本人が徐々にたばこの煙に過敏になっていったことの経緯を説明して、それを記載したものであって、犯人を断定しているものとも読めないというふうにも解釈できませんか。

患者の言うところによるとという一文言があれば、これだけの騒ぎにはなっていないと思いますよ。やっぱり日赤のお医者さんが、1階のミュージシャンと書いているからみんな動いたんだと思います。

病状を記載するのが診断書だという前提で考えた場合は、1階のミュージシャンがどうだ、こうだという記載というのは、本人の症状発生の経緯について記載したものと。

経緯が、だって、どうやって確かめるんですか。作田さん、うちに来ないのに、何で1階のミュージシャンとかって特定できるんですか。最後1点、日赤医療センターの田川さんからお話を聞き取ったというお話ですよ。

はい。

その中で、田川さんからは、日赤の所定の診断書の書式を、タイトルを診断書から意見書に変えて入力することは可能であると、こういう趣旨を聞き取ったというふうに聞いていいですか。

はい。プラス、陳述書で述べましたが、[redacted]さんという推進課の職員さんも長年お勤めで、作田さん、御存じと言っていました。このかたが、もう冒頭に意見書と書き換えられますよというふうに、1時間ぐらい面談して聞いています。

その意味なんですけど、そのWordなのか何かちょっと分からないけども、入力するデータ上、文字を変更することは可能だということでもいいですかね。

田川さんの言い方は、そこまで細くなかったですが、[redacted]さんは、そういうふうにおっしゃっていましたね。

田川さんなり、その日赤の担当者のかたが、データ上、文書のタイトルを変えたりすることはできますと。ただし、それを実際に他のお医者さんたちが、そのように使っているか、例えば、意見書というものに勝手に変えて発行したりしているかどうかということは聞きましたか。

聞いていません。

被告 [redacted] から代理人

まず、平成29年4月19日に、最初に私がそちらに書面を出しました。その書面は、どういうことをあなたがたに求めていましたか。

家で禁煙しろということと、[redacted]氏の診察内容が貼り付けてありました。

協議しましょうというふうに申入れしていませんか、話合いをしないと。

話合いは、もうその1年前にしています。

いやいや、弁護士から話合いをしないと申し入れてませんでしたか。イエスかノーかだけ。

書いてました。

それから、その後の9月に、もう一度、訴訟提起前に2度目の書面を出しました。もう一度、話をしたいという申入れをもう一度していますね。

書いてます。

それらに、なぜ、藤井さん、あなたがたはお答えにならなかったんですか。私に対して返事をしてくださらなかったんですか。

私は私で、支援の会の個人の会社ですが、そこの顧問弁護士のかたに相談をしていました。それで、そのかたから、4月に来た段階には、相談をしたら、対応しなくていいと言われました。それで、9月もそういうふうには。

弁護士が、そのような回答をするというのは、普通はないんですよ。弁護士は、そういう対応があったら。

みんな、あり得ない話だと思ってるんですよ、この話を。以上です。一生懸命やっているのは、あなたがただけですよ。

被告●●●ら代理人

平成28年9月6日に、1度、お話しがありましたね。それで、そのときに、将登氏は、それから月末まで禁煙したとおっしゃっていますね。

はい。

その証拠はありますか。客観的な証拠はありますか。

.....

お答えください。

.....

答えなしで結構です。

裁判官

今の質問は、答えなしでよろしいですか。

うちの旦那が禁煙した証拠を出せと言っているんですか。

被告●●ら代理人

いやいや、出せじゃなくて、ありますかだけ聞ってる、今、出せなんて言っ
てません。ありますかと。

●●さんが9月6日に来て、それで、そのときにいろいろ実験もして、
それで、その。

だから、私が質問したことに答えてください。この証言というのは、質問し
たことに証人が裁判所に向かって裁判として答えるんですよ。

こんなん、説明したいじゃないですか。わなみたいなことを言うんで
すね。

結構です。あなたは、先ほど、たばこを吸ってないとおっしゃった。たばこ
を吸ったことはないんですか。

たばこを吸ったことはあります。

ありますね、はい、結構です。それから、今、●●家は●●だけではなく
て、●●も●●も大変な症状なんですよ。先ほど、あなたは、2人がびんび
ん車に乗って歩いていると、私は非常に心外です。

近隣のかたからそう聞いてます。ぴんぴんという言葉。

誰から聞いてますか。名前を言ってください。

いいえ、それは言えないです。いいです、言えないです。

原告ら代理人

甲第41号証の20（平成29年度定例理事会議事録）を示す

先ほど、話題になった理事会の議事録ですね。定例会議、先ほど、お名前に
出ている●●さんというのは、この出席者の2番目に書かれているかたです
ね。

はい。

出席者の人数をちょっと数えてみます。13名、その他に監事お二人が出席
されて理事会が行われたということですよ。

はい。

それで、マンションですが、1棟は、ワンフロアに4戸。

棟によります。

●さん、あるいは藤井さんがお住まいの棟は4戸、それで、それが3フロアでしたか。

5フロアです。

そうすると、 $4 \times 5 = 20$ ですね。それが、何棟ぐらいあるんですかね。

13号棟まであります。全部で300世帯です。

300世帯のうち、今、数えた十数名のかたが理事会の中で話されていたと。それで、その中では、具体的に、その●さん、藤井さんのことについて話し合われていたということですね。そうすると、その後に、管理組合の広報が貼り出されたと。そうすると、その前から、御近所にうさわが流布されていたんですよ。

はい。

そうすると、結局、たくさんの理事会の中で、そういう具体的にお話が出た中で、この広報が出されたということになると、当然、それは、●さん御家族、そして藤井さん御家族のことを指しているものだというふうに受け取られるのでしょうか。

うわさは、相当広がってました。それで、知人からは、このまま藤井さん、どうなってしまうんだろうというふうに心配していた人がかなりいます。それで、私も異常事態がその前年度からずっと、怪文書も含めてずっとうちが狙われているというのは当然感じてましたので、それが出たときに、ついに管理組合に行ったなと思いました。それは、夫婦そろってそう思いました。

それで、もう一つ、先ほど、将登さんが禁煙したと、その証拠があるのかというふうな質問もあったんですが、禁煙したことの客観的証拠って、何か考

えられますでしょうか。結構、難しいんじゃないですか。

悪魔の証明ですよ。私の喫煙も、喫煙しているとずっと言われて、ないことを証明しろとずっと言われてますから、悪魔の証明ですよ。それで、逆に、その将登さんが禁煙していたということは、実は、敦子さんも知らなかったわけですよ。

そうです。9月6日に、時間を空けて旦那さんが来て、奥様が来て、それで、一応、実験してにおわないということで帰ったんですが、その後、もう私は、夫婦2人で異常事態だなというのは感じていたので、私は、その日から記録を付け始めました。それで、9月6日から22日の二、三日前に、同じ組合の〇〇さんから呼び出されまして、管理組合の話、いろいろやってますから、その話かと思ったら、いや、〇〇さんがもう一回、話し合いたいと言うから、私、嫌だよって、この間、あれだけやったのにというふうに言って、家に帰って、旦那に、また言ってるらしいよ、〇〇さんからこう言われたよと言ったら、うちの旦那が、にたっと笑って、やろうよと言われて、えっ何でと言ったら、だって、僕、あのときからたばこ吸ってないもんで言われて、それで、22日に参加したときに、ずーっと〇〇さんが、たばこを吸ってる、9月6日に行ったのに残念だと、あれ以降ずっと吸ってるという話を30分以上聞いて、実は、僕、吸ってませんと言ったら、〇〇さんの旦那さんがウオーと言って、奥さんがぎーっとにらんでいたというのが実情です。

それで、要は、その将登さんは、2回目のその話合いをするのに、随分自信があったんだということを今おっしゃったんですかね。

珍しいです。こういうことに、基本的に私と違って、近隣の人とそんなに接触を取る人ではないので、ただし、自分で非常に科学的な人と言いますか、自分で証明をしないとイケないということで、確かめた

かったんだと思います。それで、●さんがそこでおっていると言
えば、うちじゃないということが分かるから、それを旦那自身もやり
たかったんだと思います。

そういう経緯を総合して見ると、将登さんは禁煙していたと、なるほどなと
思いましたか。

いやいや、もううちの旦那は嘘をつかない人ですから。だから、それ
と●さんたちは、どうもたばこというのは隠すものだと思っている
んですが、私たちの世代は、別にたばこを吸うことは隠すことでも何
でもないの、何でそうやって隠してる、隠してると疑われるのか、
女でも吸っていいのよとか、隠す必要ないのよって言われたけど、
吸ってれば吸ってるし、吸ってなければ吸ってないだけの話で、●
さん、うちに来て、灰皿も何も置いてないんだから。

次の質問に移りますね。前の裁判で、途中で●先生がついておられて、
途中、やめられましたね。

はい。

何か意見の違いのことでもあったんですか。

ありました。●先生は全くやる気がなくて、準備書面は二、三枚し
か出さない、証拠資料を出すなんて、私、知らなかったですよ。始
まって、本当に、あの地図を出したのが、ほとんどそれが最初の頃で
すから、うちの旦那の陳述書と、だから、全くやる気がなくて、それ
で、隣の●さんというかたが、地図書くよと言われて、地図を書い
てもらったら、そんなものは出す意味がないというふうに言われて、
それで、私が、いや、マイナスにはならないでしょうと言ったらマイ
ナスにならないと出して出したら、合議制に変わったんです。裁判所
はえらいことだと思ったと思います。もう尋問まで行ってましたから、
全部撤回で合議制になって長引いたんです。それで、その段階で、も

う私は解任を決めていまして、〇〇先生も、それまでは、結局、〇〇先生は悪いことは何もしてないんですが、憲法議論で行けると思っていただけです、化学物質過敏症を言わなくても。それが、合議制に変わった段階で、僕が間違っていた、僕を解任してくれていいというふうに言われました。

もう少し、端的にまとめたいと思うんですけど、要は、その〇〇先生は、別に証拠を出さなくても勝てると、そういうふうなお考えだったわけでしょうか。

そうです、はい、そうです。

ただし、藤井さんとしては、やっぱり藤井さんのところから煙は行っていないんだということを、もう少し追及してほしかったと。

そうです。彼は、1回もうちに来られませんでした。その辺りのちょっと見解の相違が原因であったわけですね。

はい。

以 上